

安全運転管理者による 運転者の運転前後のアルコールチェック 義務化



令和4年4月1日から

- 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認する
- 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存する

令和5年12月1日から

- 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行う
- アルコール検知器を常時有効に保持する

待って!

ドン

社用車を
運転するのは、
**アルコール
検知器で
チェック**
してからです!

安全運転
管理者

点呼場所

ALCOHOL
CHECKER

今日も飲酒
してないで!

安全運転管理者は、下記の業務が義務化

令和4年
4月1日施行

- ☑ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- ☑ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。

令和5年
12月1日施行

- ☑ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。
- ☑ アルコール検知器を常時有効に保持すること。

運転者も必ずチェック
してね!

令和5年12月からアルコール検知器を用いた酒気帯び確認が義務化

事業所の
飲酒運転根絶
取組強化!

警察庁・都道府県警察

